

キャンパスライフ支援ルーム「からふるパレット」運営要項

令和4年2月3日

学生総合支援センターインクルージョン支援推進室決定

令和4年11月24日

学び創造センター学生支援部門インクルージョン支援推進室改正

令和5年8月8日

学び創造センター学生支援部門インクルージョン支援推進室改正

1. 目的

学び創造センター学生支援部門インクルージョン支援推進室に設置しているキャンパスライフ支援ルーム「からふるパレット」(以下「からふるパレット」という。)は、以下の項目を目的として、運営する。

(1)障害・疾病に関する支援ニーズがある学生及び診断はないが支援ニーズがある学生について、支援方針に基づく修学支援(スケジュール管理、体調モニター、合理的配慮提供機器管理等)の対応を行う。

(2) 障害のある人もない人も対象とした全学生を対象に居場所支援を行う。

*居場所支援とは、「仲間関係づくり(コミュニケーション、情報交換、ワークショップ等)」、「障害者支援情報の提供」、「相談のきっかけづくりとしての窓口機能(からふるパレット常駐の職員が対応)」、「学習活動」「クールダウンスペース機能(感覚過敏、対人関係での緊張、疾病などによる一時的休憩)」等とする。

2. 運営

からふるパレットは、インクルージョン支援推進室長及び専任教員、学生支援課担当職員、その他インクルージョン支援推進室長が必要と認めた者によって運営される。

3. 利用者の範囲

からふるパレットを利用することができる者は、本学学生とする。

4. 開室日及び開室時間

(1) 開室日

月曜～金曜(祝日、大学の一斉休業期間を除く)

台風等の災害またはその他の事情等により、休講となった場合等は閉室とする。

(2) 開室時間

9時00分～16時00分

5. 貸出

からふるパレットでは、以下の貸し出しをすることができる。

(1) 書籍等資料

貸出簿に必要事項を記入のうえ、貸し出すことができる。冊数は5冊まで、期間は2週間とする。

(2) 支援機器

学生：インクルージョン支援推進室長が認めた者には、所定の手続きを経て貸し出すことができる。

教職員：所定の手続きを経て、貸し出すことができる。

6. その他

この要項に定めるもののほか、からふるパレットに関し、必要な事項は、学び創造センター学生支援部門インクルージョン支援推進室が、別に定める。